

研究活動における不正行為防止に向けて

研究活動における不正行為とは、得られたデータや調査結果等の捏造、改ざん、および他者の研究結果等の盗用などを指します。これらの行為は、科学を冒瀆し、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであるため、いかなる理由があっても許されないものです。

研究者は、高い研究者倫理に基づいて自律的に研究活動に従事しなければなりません。研究活動に関わるものは、研究補助者、学部生、大学院生であっても「研究者」に準ずるものとみなされ、研究倫理が求められます。

▼ 研究活動における不正行為（禁止事項）の例



捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

- 例）・ある治療薬の臨床研究において、その薬に有利な結果となるようにデータ等の操作が行われた。
・過去の論文から実験データのグラフを流用し、存在しないデータを作り上げた。



改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

- 例）・実験データのばらつきを修正するため、都合の悪いデータを削除してグラフを作成し、成果発表した。
・論文に掲載した画像において、拡大・縮小・切り貼り等の加工を行い、別画像に見せかけた。



盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

- 例）・すでに発表されている他者の論文やウェブサイト上の記載をそのままコピーして、適切な引用をせずに自分の論文にそのまま貼り付けて発表した。
・共同研究において、研究分担者が調査活動の成果として作成した報告書を、当該研究者に無断で自分だけの単独名義で成果として発表した。



その他

- ・ 二重投稿：既発表または投稿中の論文と本質的に同一内容の論文を再度発表すること。
- ・ 不適切なオーサiership：ギフトオーサiership（研究に貢献していない研究者を著者に加えること）
ゴーストオーサiership（重大な貢献者を著者に加えないこと）

主な関連規程等

【文部科学省】

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

【学内の関連規程等】

「公立大学法人福井県立大学 研究活動上の不正行為の防止および対応に関する取扱規程」

「公立大学法人福井県立大学研究倫理規範」

「不正行為に関する相談窓口、および通報窓口の設置について」

<http://www.fpu.ac.jp/publicity/d154741.html>

《参考》

「公立大学法人福井県立大学職員倫理規程」

「公立大学法人福井県立大学職員就業規則」「公立大学法人福井県立大学非常勤職員就業規則」

「公立大学法人福井県立大学職員懲戒規程」

「福井県立大学学則」「公立大学法人福井県立大学学生懲戒規程」

研究活動不正に関する相談・通報先

学内外を問わず、どなたでも通報いただけます。通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

連携・研究課〔永平寺キャンパス 本部棟2階〕
TEL：0776-61-6000（内線1059）
e-Mail：kenkyu@fpu.ac.jp

連携・研究課から

・不正行為が認められた場合、学内の処分（教職員：減給、停職、解雇等、学生：停学、退学等）の対象となるだけでなく、研究費配分機関からも処分の対象とされます。

・実験ノート等の研究の記録や試料等を、一定期間適切に保存・管理し、必要に応じて開示することは、不正行為防止の観点だけでなく、研究不正の疑いを受けた際、不正行為がないことを証明するためにも有効です。研究データ等は適切に保存してください。